

資料 8

平成29年2月定例会(付託)
県土整備委員会資料
危機管理部

第 4 期

イノシシ適正管理計画（案）

平成29年 月

徳 島 県

目 次

	ページ
1 計画策定の背景及び目的	1
(1) 計画策定の背景	2
(2) 計画策定の目的	2
2 管理すべき鳥獣の種類	2
3 計画の期間	2
4 管理が行われるべき区域	2
(1) 管理が行われるべき区域	2
(2) 地域区分	2
5 管理の目標	2
(1) 現状	2
(2) 管理の目標	11
6 数の調整に関する事項	12
(1) 個体数調整	12
(2) 目標達成のための施策	13
7 生息地の管理及び被害防除対策に関する事項	14
(1) 生息地の管理	14
(2) 被害防除対策	14
8 その他の事項	14
(1) モニタリングとワーキング会議	14
(2) 狩猟者の確保	14
(3) 捕獲効率を高める捕獲手法の研究	15
(4) 資源としての有効活用	15
(5) 市街地出没への適正な対応策	15
(6) 関係機関との連携強化	15
【付属資料】	17

1 計画策定の背景及び目的

(1) 計画策定の背景

イノシシは、日本に古来より生息する野生動物として貴重な狩猟資源としてはもとより、自然生態系を構成する要素として重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、イノシシの分布がほぼ県下全域に拡大するとともに、中山間地域を中心に農作物への被害が増加し、その結果、農家の生産意欲の低下を招くなど経営に深刻な打撃を与えている。イノシシによる農業被害額は、特定鳥獣保護管理計画を策定した平成22年度以降は増加しており、平成27年度は5千万円を超え、過去最高の水準となっている。

また捕獲数も、平成27年度は過去最高の8,800頭を超えるなど、減少傾向は伺えない状況にある。

こうした背景には、中山間地域の過疎化や高齢化の進行、また耕作放棄地の増加等による分布域の拡大とともに、生息頭数の増加が考えられる。これまでイノシシ被害の防除対策として防護柵や捕獲檻等の設置、また有害鳥獣捕獲などを実施しているが、依然として被害の沈静化がみえない状況にある。

このような状況が継続すれば、中山間地域の生活環境や農業経営に深刻な影響を及ぼすと考えられることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、イノシシによる農作物被害の軽減及びイノシシと人との長期的な調和を図ることを目的として、平成17年度に第1期、平成19年度に第2期、平成24年度に第3期の「徳島県イノシシ保護管理計画」を策定し、様々な対策を実施してきた。

また、国においては、平成26年5月の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律改正により、著しい被害を及ぼす鳥獣の管理（生息数の減少及び生息域の縮小）の強化等を目的とする計画体系の見直しが行われた。これに対応して、徳島県では鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第7条の2の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等さらなる対策を進めている。

(2) 計画策定の目的

第二種特定鳥獣管理計画制度は、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の個体群について、当該鳥獣の生息状況を勘案し、農林水産業被害や生活被害を軽減化するために、科学的知見に基づき専門家や地域の幅広い関係者の合意を諮りつつ管理の目標を設定するものである。また、科学性を重んじた計画的な個体数管理と合わせて、被害防除対策、生息地管理など総合的な手段を講じることにより、当面は、増えすぎた個体群を適正な水準に減少させ、かつ適正な範囲に縮小させ、将来にわたって個体群の安定的な維持を図ることを目的としている。

平成24年度に策定した第3期計画は平成29年3月31日をもって失効することから、「第12次鳥獣保護管理計画」に基づき「第4期徳島県イノシシ適正管理計画」を策定するものである。

本計画は、本県全域における管理の目標を設定し、引き続き個体数管理を強化するとともに、被害防除対策や生息地管理を総合的に講じる。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

法令上の理由から、上位計画である第12次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、次のとおりとする。

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

計画が終期を迎えたときは、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて必要な改定を行うとともに、計画の期間内であっても生息状況や社会状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行うなど順応的な管理計画とする。

このため、計画の評価・見直しは、毎年のイノシシ生息数、捕獲数や被害状況等に係る調査結果に基づき行うこととする。

4 管理が行われるべき区域

(1) 管理が行われるべき区域

徳島県全域

(2) 地域区分

本県では、ほぼ全県的にイノシシが生息し被害が発生していることから、県下全域を一体として管理対象地域とする、ただし、生息状況及び被害状況に変化が生じた場合は、状況に応じた地域区分を設定し管理を行うこととする。

5 管理の目標

(1) 現状

ア 環境の概要

① 地形

本県は、四国の東部に位置しており、東は紀伊水道に面し、北は香川県、南は高知県、西は愛媛県に接している。

県下の約3/4を森林が占めており、讃岐山脈、四国山地、海部山地の3つに大別することができる。四国山地の北側を東西に流れる吉野川は、中下流部に平野部を作り、四国山地の南側は豊富な雨量を背景に豊かな森林地帯を構成している。(図1)

四国第2の高山である剣山を中心とした四国山地は県を南北にわける分水嶺で、その北方を流れる吉野川は水源を遠く高知県に発し、本県に入り池田町から直角に流れを東に転じ、東流するにしたがって広くなり、くさび形の徳島平野を作っている。吉野川の北に位置する讃岐山脈は一般に低く、山麓には扇状地が発達し、吉野川下流の低地は勝浦川及び那賀川下流の低地とともに広く水田地帯となっている。分水嶺の南斜面の山地は豊富な森林地帯となっているが、その山地帯に源流を持つ那賀川、海部川は溪谷の景観を呈し、広い平地は少なく、阿南市以南では山地が直接海にせまった岩石海岸となっている。

② 気候

本県は、大きく3つの気候区に大別され、北部は瀬戸内気候に、南部は太平洋側気候に、西部の山地は山岳気候に属している。

年平均気温は、県東部の海岸地方で約16℃であり、県西部の山沿い地方に向かうに従い、次第に低くなる傾向にある。県内で最も寒冷なのは、剣山周辺の山麓部であり、年平均気温は約12℃である。

年平均降水量は、南部地方では3,000～3,200mmと多く、剣山の北側は1,300～1,400mmであり、剣山山系を境に県北部の降水量は、県南部の約1/2となっている。

③ 森林の現況

本県の森林面積は約312千 ha で、県土の約75%を占める。しかし、自然林の割合は県土の3.7%と極めて低く、ほとんどは人工林や二次林で構成されている。人工林率は、昭和60年以降ほとんど増加していない。森林の所有形態は国有林が6%, 民有林が94%である。



図1 徳島県の地形概要

イ 生息及び捕獲状況

① 生息動向

環境省が実施した自然環境保全基礎調査の結果から、全国では平成15年の生息分布域は、昭和53年と比較し約10%の増加が認められた。また、特に四国（35%）、九州（18%）地方で高い増加率を示していた。

本県でも、平成15年におけるイノシシの生息区画率は昭和53年と比較して22%増となり、ほぼ県下全域の87%で生息が確認されている（表1）。

表1 イノシシ生息区画率の増減

(単位：%)

区 分	生息区画率		
	昭和53年(1978)	平成15年(2003)	増減
全国	29.9	38.5	8.7
徳島県	64.7	86.8	22.1

(注) 1 徳島県の区画数は204 (5 kmメッシュ)

2 平成15年四国4県の生息区画率は84%

中山間地域においては近年、中山間地域の人口の減少と高齢化が進み、また生活スタイルの変化に伴って人の活動が低下し、耕作放棄地の増加や山林原野の利用放棄が進んだ。

その結果、竹林やススキ・ササ・クズに覆われた耕作放棄地、林床植生の豊かな広葉樹二次林などが増加した。これらの環境は、餌、隠れ場所、水などを提供するイノシシの生息適地であり、イノシシの増加を支え、分布拡大を助長したと考えられている。

② 生態及び食性

イノシシの社会は、メスを中心とした群れを作る母系社会である。群れは1頭ないし数頭の成メスとその子供で構成され、成メス同士は親子か姉妹であることが多い。オスは、生後1年程は群れで生活するが、性成熟を迎えると単独で行動する。

イノシシは、通常生後1年半で性成熟に達し、基本的に年1回、春から初夏にかけて平均4～5頭の子供を出産する。出産時の子どもの性比は1：1である。

また、近畿地方や西中国山地の個体群で研究された結果では、イノシシは雑食性であり、春期(5,6月)にタケノコを、夏～秋期(7～9月)に双子葉植物を最も多く採食すること、秋期(10～12月)に堅果類及び動物質(ミミズなど)を、晩秋～冬期(11～4月)に根・塊茎の採食量が増加することが報告されている。

③ 捕獲状況

徳島県における捕獲数は、平成12年頃までは年2,000頭程度で推移していたが、平成13年度以降は増加傾向を示し、狩猟期を延長した平成17年度以降は毎年4,000頭を超え、平成22年度は約7,000頭に達している。その後、一時減少したものの、再び増加し、平成26年度に8,000頭を越え、平成27年度には過去最高の約8,800頭となった(図2)。

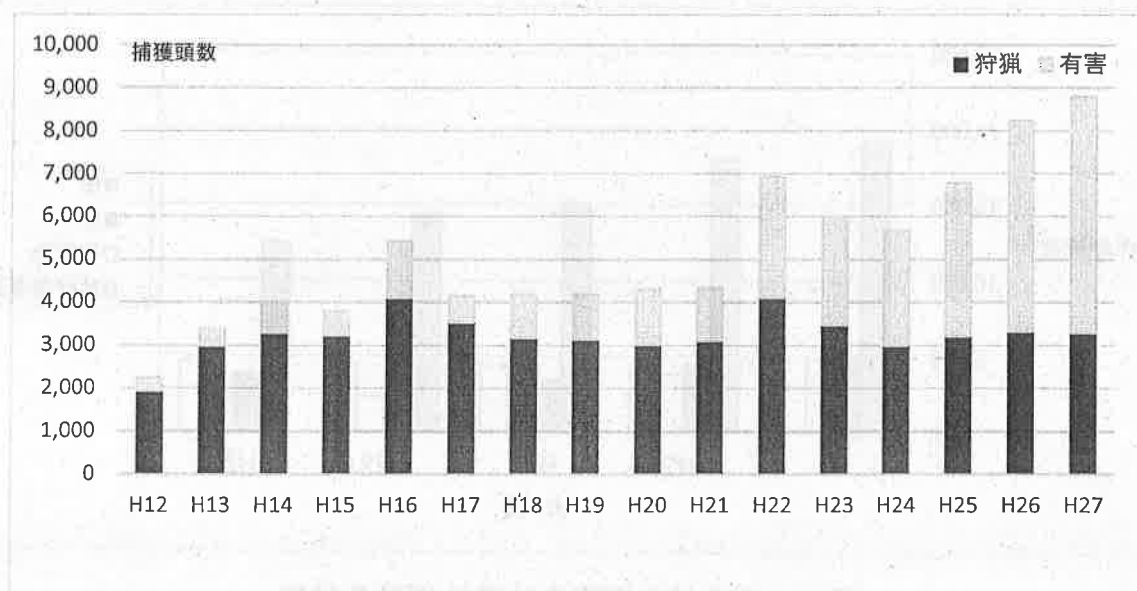


図2 イノシシ捕獲数の推移

捕獲は、一部の町を除くほぼ県下全域で行われており、この内、狩猟では、近年、ワナ猟による捕獲の割合が増えている。

また許可捕獲（有害鳥獣捕獲）などを含む平成27年度捕獲数は、美馬市や三好市、阿波市などの吉野川流域で多く、その他の市町村でも増加傾向にある。（表2）

表2 平成27年度市町村別イノシシ捕獲数（上位10市町村）

	美馬市	三好市	阿波市	阿南市	鳴門市	吉野川市	徳島市	美波町	東みよし町	海陽町
狩猟	412	422	281	339	116	311	104	108	343	29
許可	849	782	476	293	502	282	481	290	35	288
計	1,261	1,204	757	632	618	593	585	398	378	317

ウ 被害と被害防除

① 耕地面積及び耕作放棄地

県内耕作地面積は、県土の5%程度であり、農耕地別では、田の面積が最も多く、次いで畑、樹園地の順となっているが、いずれも減少傾向にある。

一方、平成27年度の耕作放棄地面積は4,577haあり、中山間地域の高齢化や人口減少等から増加傾向にある（図3）。

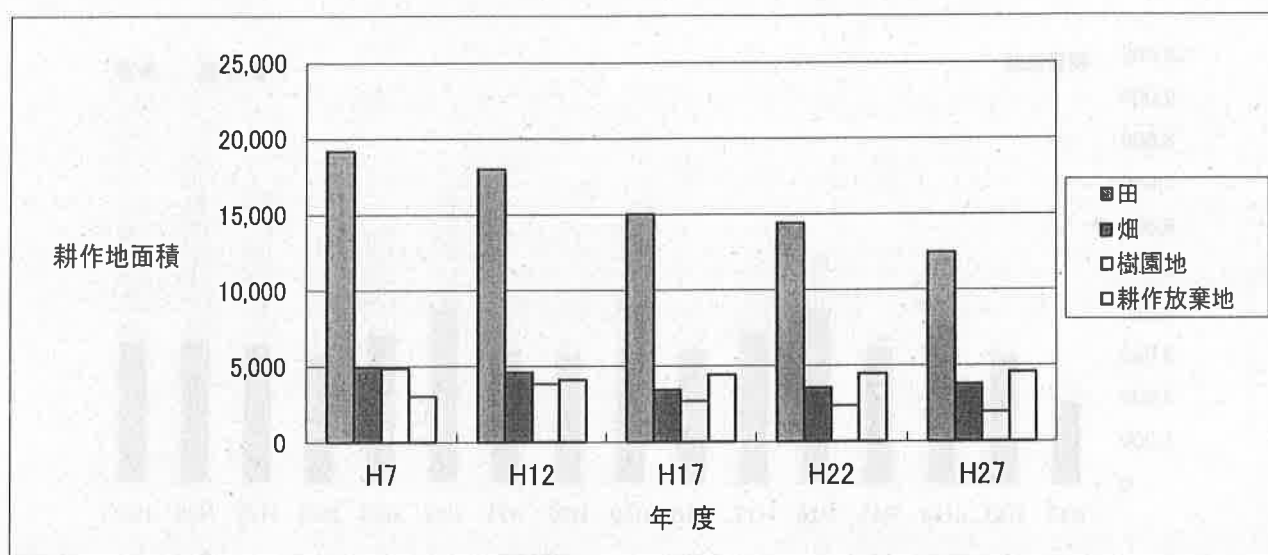


図3 耕作地及び耕作放棄地面積の推移

② 被害状況

イノシシによる農作物被害は、平成22年度以降は増加傾向にあり、平成27年度は5千万円を越える被害状況となった。(表3)。

近年の野生鳥獣による農作物被害のうち、被害額全体の約40%はイノシシによる被害である。農作物別では、平成27年度は野菜、水稻、果樹の被害が多く、特に野菜と果樹の被害が増加している。(図4)。

また、農作物被害の発生地域では、平成27年度は、徳島、吉野川、美馬の各農業支援センター管内の被害が増加している。(図5)

表3 野生鳥獣及びイノシシによる農作物被害額の状況

(被害額：万円，被害の割合：%)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
イノシシによる被害額	2,550	2,363	2,665	2,323	4,189	3,645	4,159	4,046	4,453	5,173
農作物被害額全体	8,267	9,645	9,578	10,235	15,591	12,873	13,188	11,911	11,345	12,266
イノシシ被害の割合	30.8	24.5	27.8	22.7	27.9	28.9	31.5	34.0	35.3	42.2

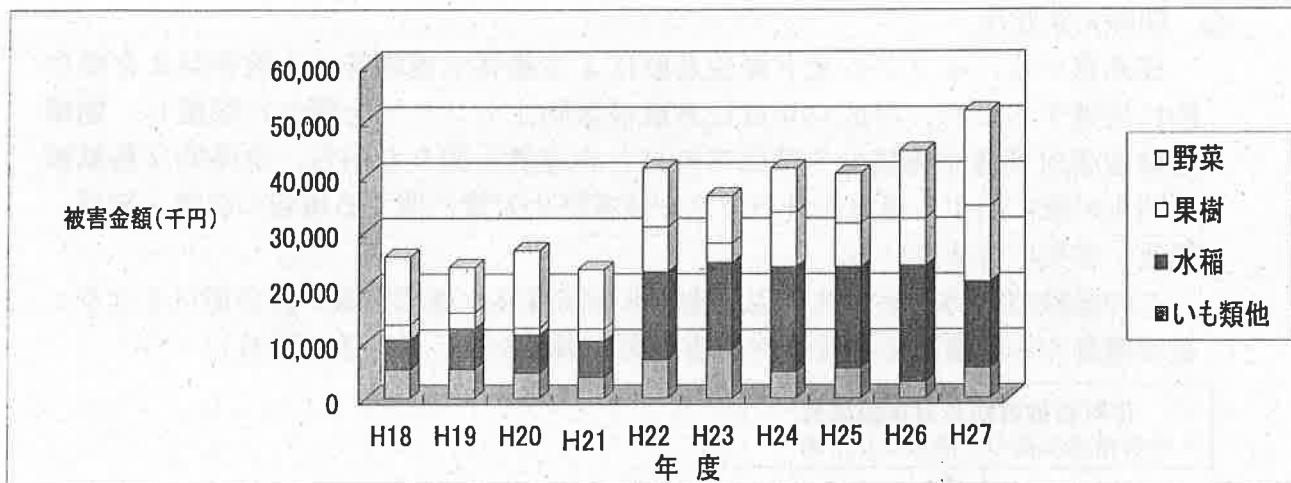


図4 農作物別被害の推移

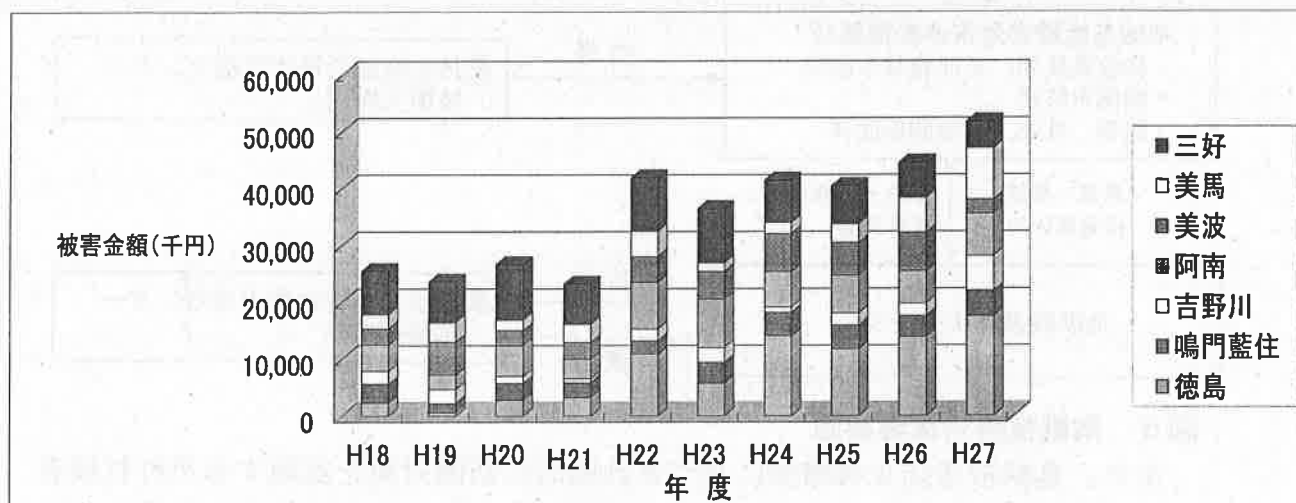


図5 各農業支援センター管内ごとの被害の推移

③ 防除対策状況

徳島県では、イノシシなど野生鳥獣による農林水産物等への被害防止を総合的に推進するため、平成18年度に鳥獣被害防止センターを新たに設置し、地域鳥獣被害対策連絡協議会や関係市町村との連携を図りながら、全県的な鳥獣被害防止対策に関する基本方針の策定や被害防止対策に関する情報の収集・発信、普及・啓発に努めている。

この鳥獣被害防止センターは、農林水産部農林水産政策課が総合窓口となり、被害調査や各種情報の発受信や補助事業の事務を担っている（図6）。

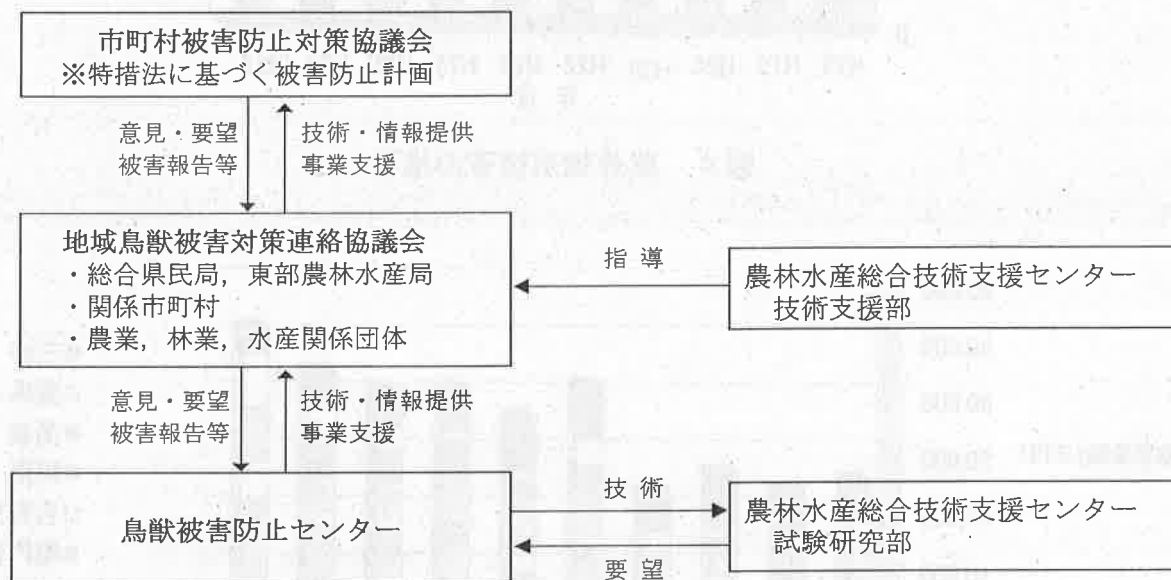


図6 鳥獣被害対策体系図

また、鳥獣被害防止特措法に基づき計画的に防除対策を実施する市町村被害防止対策協議会との連携を深め、被害軽減に向けた取組を積極的に支援している。

一方、イノシシやシカに対する被害防除施設は、これまで県単独事業や平成20年度以降の国補事業により導入されている。被害防除については、防護柵や電気柵を設置し、野生動物の侵入を防ぐことが効果的であることから、平成17年度以降、約1,340kmに及ぶ施設が設置されている（表4）。

表4 防護柵等の設置状況

	第1期計画 (H17～H18)	第2期計画 (H19～H23)	第3期計画 (H24～H27)	計
防護柵 (Km)	18	316	687	1,021
電気柵 (Km)	75	114	105	294
捕獲檻 (基)	77	326	487	890

※県単独事業（鳥獣被害対策事業）とH20年度以降の国補事業（鳥獣被害防止総合対策事業）を含む。

なお、防護柵等の設置状況は、イノシシだけでなく鳥獣被害対策全般である。

図7のイノシシの捕獲数と農作物被害の金額の推移によると、捕獲数の増加とともに農作物被害金額は減少していないので、イノシシの個体数増加が被害を増加させる原因になっていると推察される。そこで、引き続き、個体数調整と被害防除対策を強化していく必要がある。

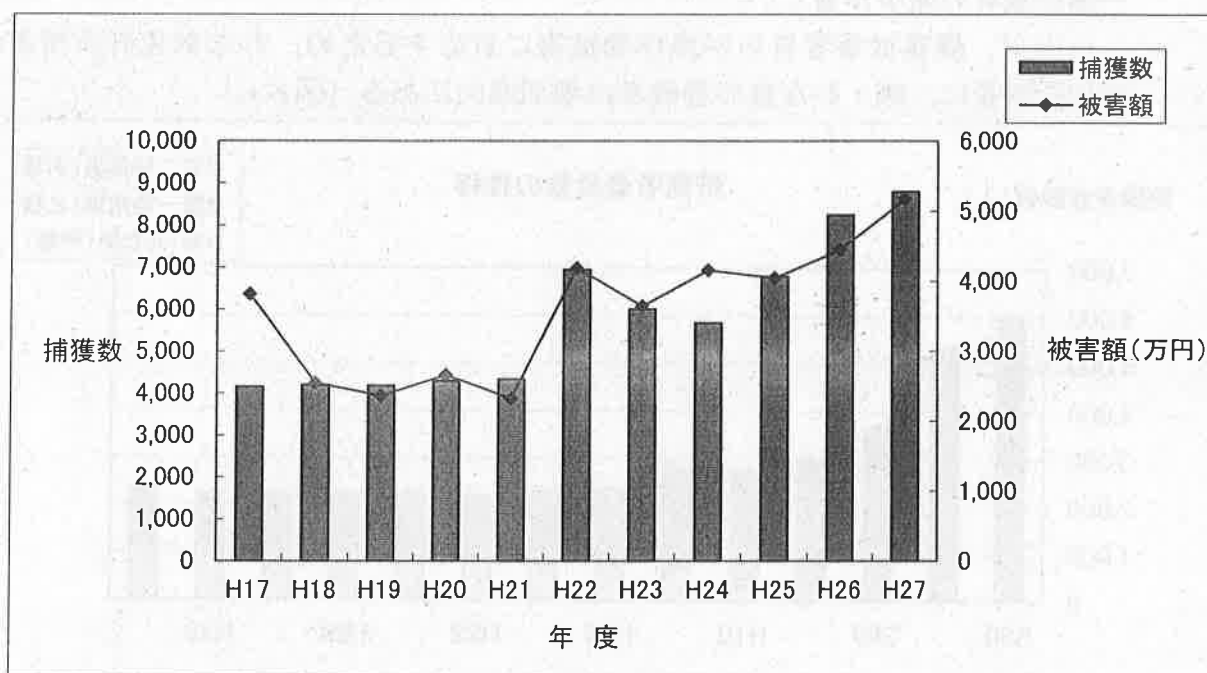


図7 捕獲数と農作物被害金額との推移

エ 狩猟者の現状

① 狩猟者登録数の推移

狩猟者登録数は、昭和53年度の6,577人をピークに減少傾向にある。

平成27年度の登録者数は2,396人とピーク時の約1/3にまで減少しており、特に、第一種銃猟者の減少が著しい。

一方で、農業従事者自らが農作物被害に対応するため、わな猟免許所持者の増加を背景に、網・わな猟の登録者は増加傾向にある（図8）。

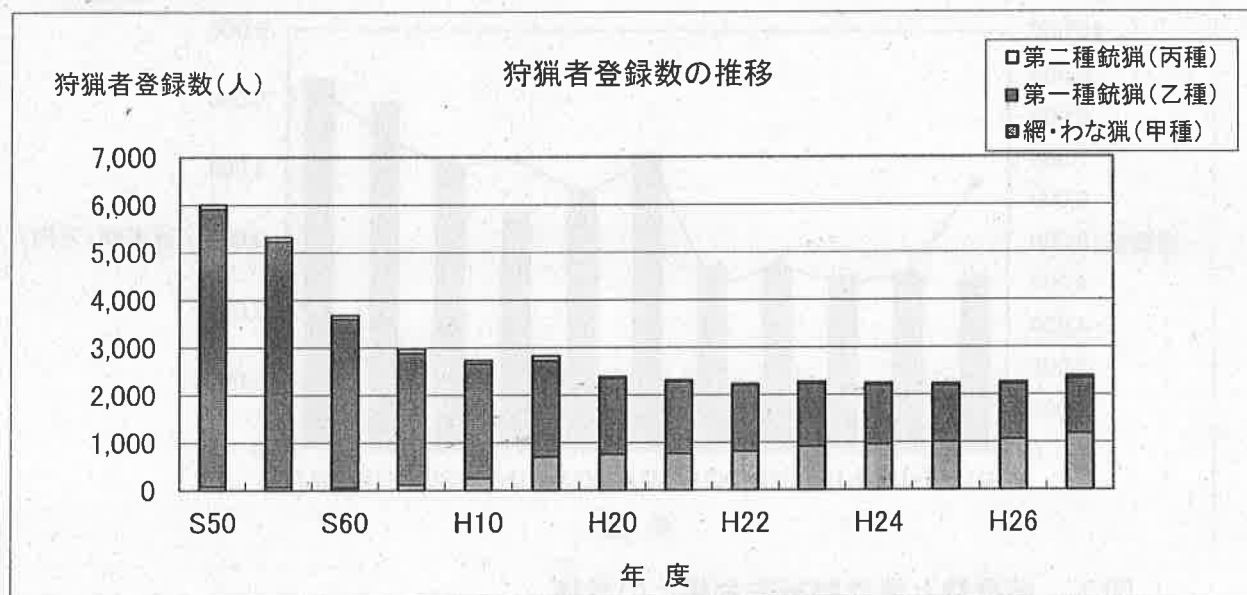


図8 狩猟者登録数の推移

② 年齢別狩猟免許交付状況

年齢別では、60歳以上の狩猟者が7割を越え高齢化が進行している（表5）。

イノシシの個体数の削減に向けては、野生鳥獣の管理を担う狩猟者の育成・確保が求められている。

表5 年齢別狩猟免許交付状況（平成27年4月現在）

年齢（歳）	20～29	30～39	40～49	50～59	60以上	合計
交付数（人）	40	136	228	437	2,054	2,895
割合（％）	1.4	4.7	7.9	15.1	70.9	100.0

(2) 管理の目標

ア 管理の基本的な考え方

平成25年12月に環境省・農林水産省が示した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、イノシシ生息数を平成35年度までに半減することを目標としており、徳島県においても国の方針に準じて、鳥獣捕獲強化対策に取り組むこととしている。

環境省において、抜本的な捕獲強化にあたって、鳥獣の生息数を把握して管理の目標を明らかにする必要があるという観点から、平成27年4月に「四国地方(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)のイノシシ個体数推定及び将来予測の結果について」が公表された。

これによると、平成24年度末の四国地方の個体数(捕獲後)は、93,482頭(中央値)と推定されており、平成35年度までに現行(平成23年度)の個体数を半減させる場合、平成23年度から捕獲率の1.1倍を維持すると半減できると予測されている。

徳島県では、当面の間、この四国地方の個体数推定や将来予測に準じて管理を行うこととするが、今後、県において独自に生息数を推定して管理の目標を明らかにできる体制づくりを行う。

このため、計画の評価・見直しは、毎年のイノシシ生息数、捕獲等を被害状況等に係る調査結果に基づき行うこととする。

【目標の設定】

被害軽減と個体群管理の両面から許容できる被害水準の目標値を設定



【事業実施計画】

被害対策や生息状況により指標の将来予測 年間捕獲目標の設定と達成のための具体的方策

イ 管理目標

平成27年度は、イノシシの捕獲数及び農作物被害とも過去最高となり、依然、被害が減少する傾向は窺えない。

平成29年3月に徳島県鳥獣被害防止センターが策定した「第3期徳島県鳥獣被害防止対策基本方針」によると野生鳥獣による農林水産業等に対する被害を防止し、10年後には農作物等の被害の半減を目指している。

また、県内での農作物被害が減少していない現状から、継続してイノシシの捕獲圧を高めていく必要があるとともに、県内イノシシ管理手法を明確化する必要がある。

県では、平成24年度末の四国地方の推定個体数(捕獲後)93,482頭(中央値)から、当年の四国4県に占める捕獲割合(16.49%)によって、徳島県の推定個体数を算出すると、15,419頭(中央値)と推定された。この値を基に、その後の捕獲実績から平成26年度末の県内生息数を算出すると12,307頭と推定された。

さらに、平成26年度の県内のイノシシ推定生息数から、平成23年度の捕獲率1.1倍を維持する管理予測を行うと、平成35年度時に5,000頭以下と試算された。

一方、現在のイノシシ推定個体数と農作物被害状況を勘案すると、現状のイノシシ推定生息数の精度が低いと考えられる。この原因として、イノシシは、個体数変動が

激しい動物であり、自然増加率や個体数の推定誤差も大きく、精度の高い野外調査手法も開発されていないことがあげられる。

そこで、適切な管理目標を設定していくために、体系的にデータを収集し、モニタリングを強化しながら生息数の精度向上や、適切な捕獲水準の設定を行うことができる体制づくりを行う。

イノシシは、日本に古来から生息する動物であり、自然環境を構成する要素で、自然生態系の中で重要な役割を果たしている。当面、目標とする推定生息数を5,000頭以下とするが、適切な生息数の設定に当たっては、狩猟資源確保のための個体数や自然生態系における適正な個体数を明らかにする必要がある。

表6 徳島県におけるイノシシ管理目標

	基準年	生 息 推 定 値 (中 央 値)
県内推定生息数	平成26年度	12,307頭
将 来 予 測	平成35年度	5,000頭以下

※ 階層ベイズ法による推定を実施し、平成26年度の中央値を示す。

平成26年度「甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業(環境省)」を参考

6 数の調整に関する事項

(1) 個体数調整

当面の個体数調整を実施するにあたり、「四国地方のイノシシの個体数推定及び将来予測結果」において平成35年度までに現行(平成23年度)の個体数を半減させる場合には、平成23年度の捕獲率の1.1倍を維持することが必要と示されていることから、県の平成23年度イノシシ捕獲実績約6,000頭の1.1倍に相当する6,600頭以上を平成29年度の年間捕獲目標とする。

今後は、農作物被害状況を管理の効果指標とし、イノシシの生息数に関するモニタリング調査を強化して推定生息数の精度向上を図り、適切な捕獲水準を定めて個体数調整を行う。

(2) 目標達成のための施策

○ 狩猟期間の延長

狩猟期間を現行(11月15日～3月15日)から16日間延長し、11月15日～3月31日までとする。

○ 狩猟における1日当たりの捕獲制限数を解除する。

○ 禁止猟法の一部解除として、輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟を認める(ただし、ツキノワグマの生息地域である剣山山系国定公園地域を除く)

また、生息域が重複するカモシカなど保護動物の錯誤捕獲を未然に防止するために、わな設置者に対し生息情報の提供や見回りの周知を図るとともに、錯誤捕獲が発生した場合は、速やかな放獣やその体制の整備について関係機関との連携に努める。

○ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

管理捕獲を行うべき地域の中でも生息状況、被害発生状況を踏まえ、個体数管理を特に強化する必要があると認める地域において、法第14条の2の規定に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

当該事業を実施する場合は、別途、指定管理鳥獣捕獲等事業計画書を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業内容等を定めるものとする。

また、鳥獣保護区内において保護すべき鳥獣を明らかにして、増えすぎたイノシシ個体数を減少させるため、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した捕獲を実施する。

○ 農業や生活被害の防除対策

農業や生活被害を与えている個体を特定し、確実に捕獲するために、捕獲檻やワナなど、設置や移動が比較的容易な捕獲技術の普及や捕獲技術の向上に努める。

○ 「野生鳥獣ウェブサイト」による生息・出没状況を把握

イノシシの生息状況や生息密度を把握する従来のモニタリング調査に加えて、広く県民の協力を仰ぎ、イノシシの生息や農作物・生活被害状況をリアルタイムに把握する「野生鳥獣ウェブサイト」を開設して、適時適切な被害防止体制の構築、出没動向に応じた計画的な捕獲を強化する。

7 生息地の管理と被害防除対策に関する事項

(1) 生息地の管理

鳥獣保護区等の指定により生息環境の保護・保全を図るとともに、長期的には人工林の間伐による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりと竹林の整備など、山間地の環境の改善や生物多様性の確保に努め、イノシシが生息できる環境を整えることにより、人の生活域とイノシシの生息地域との調和を図る必要がある。

一方、多くの被害が発生する中山間地域においては、耕作放棄地や耕作地周辺の里山や竹林の管理不足がイノシシの餌場や隠れ家としての場所を提供していると考えられることから、地域住民に対しこれら被害発生要因の除去及び被害発生時期に適応した管理について啓発を行う。

(2) 被害防除対策

ア 農業被害

イノシシによる農作物被害を軽減するためには、捕獲圧を高め目標捕獲数を確保するだけでなく、耕作地等に防護柵等を設置し、侵入を防ぐ対策が重要であり効果的である。

このため、引き続き電気柵や防護ネット等の被害防除施設の整備を積極的に推進するとともに、集落単位等による被害防除対策に努める。

また、関係市町村やJ A職員で組織する鳥獣被害対策指導員や鳥獣保護員などを活用するとともに、農業関係機関と連携を図りながら、効果的な被害防除方法についての情報収集や研修会等を通じて、適切な防除方法の普及に努める。

イ 生活被害

近年、里山と連続する市街地付近における生活被害が発生しており、関係行政機関と地域住民が連携した餌づけ防止や生ゴミの適正処理などイノシシを誘引しない生活被害防止対策や安全対策の普及啓発を行うとともに、人身被害における緊急時の対応を支援する。

8 その他の事項

(1) モニタリング調査とワーキング会議の設置

今後、徳島県で体系的に実施されてきたモニタリング調査（捕獲数、目撃効率）や農業被害状況（農業被害、出沒、防護対策等）の把握を継続して実施し、これらデータ結果を分析・評価するワーキング会議を設ける。ワーキングチームは、専門家及び行政官により構成し、総合的に分析・評価された結果を基に、年間実施計画を策定する。

(2) 狩猟者の確保

個体数管理を着実に実行していくためには、捕獲の担い手である狩猟者の確保は不可欠である。特に、近年は、農作物被害対策のため、わな猟の登録数が増える一方で、第一種銃猟登録者が減少している。

このため、「銃猟」と「わな猟」、それぞれに特性に応じた技能講習や講座を行うとともに、免許取得後も実際の捕獲（猟）に繋がる機会を創出していく。

また、一般県民を対象に狩猟の魅力や社会的役割を理解してもらう講座の開催や啓発活動に努めるとともに、免許取得を目指す方々に対して、初心者技能講習や狩猟免許試験の受験機会（年3回以上、日曜日開催）の拡大を図る。

さらに、大学生などを対象に鳥獣に関する知識や技術に関する研修会を実施して、新規就農林業者の技能向上及び将来的な地域の狩猟者育成に取り組む。

（３）捕獲効率を高める捕獲手法の研究

里山内の動物行動を把握することによる効率的な捕獲や動物の出没抑制対策に資する研究を実施する。

（４）資源としての有効利用

イノシシは、昔から自然の恵みとして、盛んに食肉として有効活用されてきた動物なので、狩猟の文化や魅力を伝える伝統的な資源として、その個体群の安定的な維持を図る必要がある。

今後は、市町村や民間事業者と連携してイノシシ肉料理の普及やジビエ料理店の認定、捕獲から加工、新たな商品化、そして流通システムまでいわゆる6次産業化を目指すことも重要である。

（５）市街地出没への適正な対応策

近年、イノシシが住宅地など市街地へ出没し、人身被害や交通事故等の生活被害の増加が懸念されている。

そこで、市町村等と連携してイノシシの出没パターンの把握や出没抑制策を検討して、市街地に出没した際の適切な対応方針や対応体制を整備する。また、市街地に出没する近隣住民に対し、イノシシに遭遇した場合の注意喚起等の普及啓発を推進する。

（６）関係機関との連携強化

平成18年度に設置された鳥獣被害防止センター等の組織、市町村及び庁内関係機関等と連携し（図9）、個体群管理に向けた各種施策を総合的に推進する。

ア 行政部局連携

本計画は、個体群の管理、被害防除、生息環境の管理で構成されているが、これらを総合的に展開するためには、行政部局の施策を十分に調整、連携して施策を推進する。

イ 市町村との連携

本計画に基づく具体的な施策を現場で実行する主体は、指定管理鳥獣捕獲等事業以外は市町村であることが多い。捕獲許可権限は、市町村に委譲されており、市町村は鳥獣被害防止特措法に基づいて、独自の被害防止計画を作成している。

したがって、これら市町村の計画と本計画と調整をとるとともに、より効果的な施策が推進するように連携に努める。

ウ 四国4県等関係機関との連携

イノシシ個体群は、ほぼ四国全域に分布が広がっている。特に、捕獲頭数が多い吉野川北岸地域と隣接する香川県とは、分布域が連続していると考えられるので、各種協議会を通じて生息状況や捕獲状況などの情報共有を図り連携強化に努める。

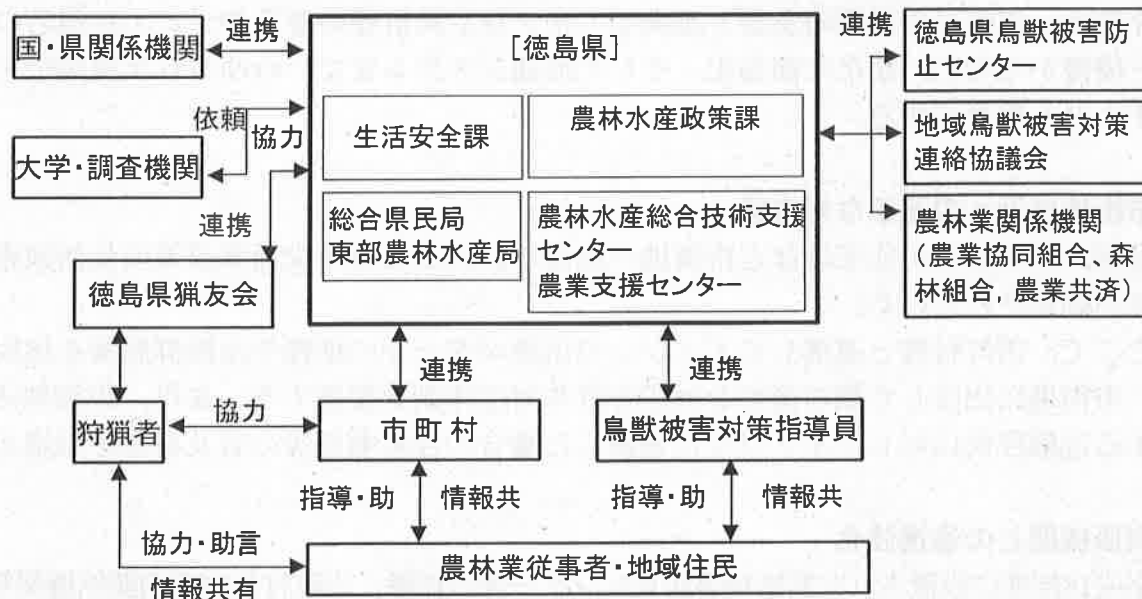


図9 計画推進体制

【付属資料】

(1) 徳島県イノシシ管理対策の経過

年 度	内 容	計画期間	捕獲実績	年度
平成17年度	第1期徳島県イノシシ適正管理計画策定	2年間14,000頭	4,156	H17
	狩猟期間を現行(11/15～2/15)から1ヶ月延長し、11/15～3/15まで	(年間7,000頭)	4,206	H18
	有害鳥獣捕獲の実施			
	捕獲檻による効果的な捕獲の実施			
平成19年度	第2期徳島県イノシシ適正管理計画策定	5年間33,000頭	4,188	H19
		(年間6,600頭)	4,304	H20
	狩猟期間を現行(11/15～2/15)から1ヶ月延長し、11/15～3/15まで		4,342	H21
	有害鳥獣捕獲の実施		6,944	H22
	捕獲檻による効果的な捕獲の実施		6,009	H23
平成24年度	第3期徳島県イノシシ適正管理計画策定	5年間33,000頭	5,675	H24
	狩猟期間を現行(11/15～2/15)から1ヶ月延長し、11/15～3/15まで	(年間6,600頭)	6,781	H25
	有害鳥獣捕獲の実施		8,240	H26
	捕獲檻による効果的な捕獲の実施		8,794	H27
	12cmを越えるくくりわなによる狩猟解禁			
平成28年度	指定管理鳥獣捕獲等事業実施開始			

(2) 狩猟によるワナ猟と銃猟の推移

区分	H22	H23	H24	H25	H26
ワナ猟	2,600	1,767	1,653	1,944	2,163
ワナ猟割合	63	51	55	60	65
銃猟	1,526	1,717	1,349	1,278	1,168
計	4,126	3,484	3,002	3,222	3,331

(3) イノシシによる農作物被害の推移

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
被害面積(ha)	12.1	13.1	13.9	19.6	33.8	27.7	29.2	31.5	35.6	41.6
被害面積の比率(%)	42.2	26.5	36.2	25.1	33	35.4	34.7	44.6	50.1	55
被害金額(千円)	25,496	23,628	26,653	23,226	41,888	36,449	41,590	40,455	44,529	51,730
被害金額の比率(%)	30.8	24.5	27.8	22.7	26.9	28.3	31.5	34	39.2	42.2

